第　３　部

第1期久喜市障がい児福祉計画

平成２９（２０１７）年９月に開催された
キックオフ展「うふっ❤埼玉でこんなのみつけちゃった♪」　出展作品
題名：『アベック』
久喜けいわ　　利根川（とねがわ）　美代子（みよこ）さん

第１期久喜市障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づき、１８歳未満の障がいのある方を対象とした計画です。

1　障がい児福祉計画の基本的な考え方

◆ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を推進するためには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児とその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が支援サービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加を促し、互いに包み支え合う社会を推進します。

2　成果目標・活動指標

国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の整備等を推進するための成果目標として、以下の３点が示されています。

（１）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成３２（２０２０）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所以上設置することとされています。

また、障がい児の地域社会への参加を促し、互いに包み支え合う社会を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどの方法で、平成３２（２０２０）年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

①児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所以上設置

【成果目標】 児童発達支援センターを１箇所以上設置	設置に向けて検討

◆考え方：平成３２（２０２０）年度末までに、設置に向けて検討します。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

【成果目標】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済

◆考え方：保育所等訪問支援を利用できる体制は、既に構築済みです。

（２）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、平成３２（２０２０）年度までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１箇所以上確保することとされています。

●重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【成果目標】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を１箇所以上設置	**設置に向けて検討**
【成果目標】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を１箇所以上設置	**設置に向けて検討**

◆考え方：平成３２（２０２０）年度末までに、設置に向けて検討します。

（３）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成３０（２０１８）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【成果目標】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	**設置に向けて検討**

◆考え方：平成３０（２０１８）年度末までに、設置に向けて検討します。

●活動指標

・児童発達支援センターの設置
・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所の確保
・関係機関等が連携を図るための協議の実施

3　障がい児への福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

①児童発達支援

サービス名	サービスの内容	利用対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童

◆第４期の実績

人日：「月間の利用者数」×「１人１月あたりの平均利用日数」

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
延べ利用日数（人日／月）	６２４人日	７２６人日	７７２人日
利用児童数（人／月）	５６人	６４人	６６人

※平成２９（２０１７）年度実績は、平成２９（２０１７）年１２月現在の実績から年度全体の実績を推計しています。以降のページも同様に推計値を掲載しています。

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
延べ利用日数（人日／月）	７８６人日	８２０人日	８５５人日
利用児童数（人／月）	６９人	７２人	７５人

◆見込量算出の考え方

児童発達支援については、今後も一定の需要が見込まれることから、第４期計画期間の実績を考慮して見込みます。

◆見込量確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに即したサービスが提供できるように努めます。

②医療型児童発達支援

サービス名	サービスの内容	利用対象者
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童を対象に、児童発達支援及び医療の提供を行います。	肢体不自由のある児童

◆第４期の実績

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
延べ利用日数（人日／月）	１１人日	１９人日	３３人日
利用児童数（人／月）	１人	２人	３人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
延べ利用日数（人日／月）	３３人日	３３人日	３３人日
利用児童数（人／月）	３人	３人	３人

◆見込量算出の考え方

医療型児童発達支援については、利用者の極端な増減がないため、平成２９（２０１７）年度の実績を考慮して見込みます。

◆見込量確保のための方策

対象となる障がい児の受け入れ、サービスを提供できる医療機関等が限定されていることから、提供可能な医療関係等と連携し、利用者のニーズに即したサービスが提供できるように努めます。

③放課後等デイサービス

サービス名	サービスの内容	利用対象者
放課後等デイサービス	学校（幼稚園、大学を除く）に通う障がいのある児童で、授業の終了後又は休業日に支援が必要な者に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児（身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童）

◆第４期の実績

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
延べ利用日数 （人日／月）	１，３３７人日	１，８５４人日	２，３５３人日
利用児童数 （人／月）	１２３人	１１７人	１８５人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
延べ利用日数 （人日／月）	２，７６０人日	３，０８９人日	３，４１８人日
利用児童数 （人／月）	２１０人	２３５人	２６０人

◆見込量算出の考え方

放課後等デイサービスについては、今後も一定の需要が見込まれることから、第４期計画期間の実績を考慮して見込みます。

◆見込量確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、事業のさらなる周知に努めます。

④保育所等訪問支援

サービス名	サービスの内容	利用対象者
保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所・幼稚園・小学校・放課後児童クラブ（学童保育）等を訪問し、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児（発達障がい児、その他の気になる児童）

◆第４期の実績

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
延べ利用日数（人日／月）	１人日	１人日	１人日
利用児童数（人／月）	１人	１人	１人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
延べ利用日数（人日／月）	２人日	３人日	４人日
利用児童数（人／月）	２人	３人	４人

◆見込量算出の考え方

保育所等訪問支援については、今後利用者の増加が見込まれることから、第４期計画期間の実績を考慮して見込みます。

◆見込量確保のための方策

障がい児及びその保護者の意思を考慮し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。

⑤居宅訪問型児童発達支援

サービス名	サービスの内容	利用対象者
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を実施します。	重症心身障がい児などの重度の障がい児等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
延べ利用日数 （人日／月）	５人日	５人日	５人日
利用児童数 （人／月）	１人	１人	１人

◆見込量算出の考え方

居宅訪問型児童発達支援は、平成３０（２０１８）年度から新たに開始されるサービスです。市内における障がい児数の推移等を勘案して、利用日数及び利用児童数を見込みます。

◆見込量確保のための方策

支援を必要とする方が安心して生活できるよう、サービスを提供できる事業所の確保に努めます。

⑥障害児相談支援

サービス名	サービスの内容	利用対象者
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用を希望する障がい児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。計画相談後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨（かんしょう）を行います。	障害児通所支援を申請した障がい児

◆第４期の実績

	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）
利用児童数（人／月）	３４人	３４人	４８人

◆第５期の見込量

	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
利用児童数（人／月）	５９人	７１人	８７人

◆見込量算出の考え方

障害児相談支援については、障害児通所支援を利用する全ての方を対象として見込みます。

◆見込量確保のための方策

児童の心身の状況や生活環境などを考慮し、児童またはその保護者のサービス利用の意向が反映されるよう、相談支援事業者などと連携し、相談支援の充実に努めます。

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

サービス名	サービスの内容	利用対象者
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。	医療的ケア児 ・人工呼吸器を装着している障がい児、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児 ・重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい児

◆第５期の見込量

	平成 30 年度 （2018 年度）	平成 31 年度 （2019 年度）	平成 32 年度 （2020 年度）
配置人数 （人）	０人	１人	１人

◆見込量算出の考え方

医療的ケア児に対するコーディネーターの配置については、この計画から新たに盛り込む数値目標です。医療的ケア児等コーディネーター養成研修の参加等を勘案して、配置人数を見込みます。

◆見込量確保のための方策

支援を必要とする方が安心して生活できるよう、コーディネーターを配置できる事業所の確保に努めます。